

指定通所介護サービス概要

2 利用施設・事業概要

- (1) 施設の種類 指定通所介護事業所 愛媛県3870106378号
- (2) 施設の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じて、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、指定通所介護サービスを提供します。
このサービスは、「要介護」に認定された方が利用できます。
- (2) 施設の名称 松山特別養護老人ホーム 在宅介護サービス
- (4) 施設の所在地 愛媛県松山市久万ノ台1717番地
- (5) 電話番号 (089) 927-0261
- (6) 施設長(管理者) 山川 準 二
- (7) 開設年月 平成 19 年 4 月 1 日
- (8) 事業実施地域 松山市西部地区(宮前・三津浜・みどり・高浜・久枝・味生・和気・姫山・味酒・潮見地区)
- (9) 営業日 月曜日から土曜日までです。ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除きます。
- (10) 営業時間 午前8時45分から午後4時45分まで
- (11) 定員 42名(予防通所介護を含む。)
- (12) サービス提供時間 3時間以上4時間未満(施設でサービスを行う時間 3時間)
〔注 送迎時間を含む。〕 4時間以上6時間未満(施設でサービスを行う時間 4時間)
6時間以上8時間未満(施設でサービスを行う時間 6時間)

3 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。職員配置は、指定基準を遵守します。

(1) 主な職員の配置状況(介護予防通所介護を兼ねる)

職 種	常勤者配置数	非常勤職員
施設長(管理者)	1名	
介護職員	5名	6名
看護職員	1名	2名(兼務)
生活相談員	2名	
機能訓練指導員	1名	3名(兼務)

4 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険サービスの概要及び料金

- ①一般的健康状態の確認
- ②介護及び入浴のサービス
- ③生活相談援助サービス
- ④送迎サービス
- ⑤機能訓練サービス
- ⑥栄養管理サービス

1日あたりの利用料金 注) 上記①～⑤のサービス料金 (単位 円)

要介護認定 サービスの内容 (所要時間)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3時間以上4時間未満の場合	479	534	589	644	699
4時間以上6時間未満の場合	603	682	761	839	918
6時間以上8時間未満の場合	769	880	990	1,100	1,210

(2) その他のサービスの概要及び料金

- ①食事サービス 1食420円
- ②紙オムツ使用料 1枚80円
- ③レクリエーション行事の諸経費 実費
- ④介護保険給付限度を超える通所介護サービス 実費
- ⑤特別な食事 (嗜好品等) 実費
- ⑥日常生活上必要となる諸費用 実費

1.1 その他利用に関する留意事項

- (1) 医療機関受診 ご家族で対応してください。
- (2) 設備の利用 故意に壊す、汚す行為をする場合は、本人負担で原状回復、又は弁償していただきます。(利用者に判断能力がないと認められる場合は除く)
- (3) 所持品の管理 必要な場合は、事前にご相談してください。
- (4) 迷惑行為の禁止 他の利用者・職員に対する宗教活動・政治活動・営利活動を禁止します。
- (5) 喫煙 たばこの持込、又は喫煙する場合は、必ず、事前に相談してください。